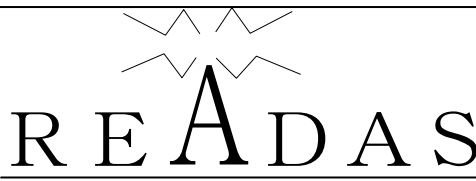


第 5305 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月 7日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

マイナンバー罰則規定

Q：法定調書などにマイナンバーを記載しなかった場合や間違って記載した場合は、何か罰則規定があるのですか？

A：故意でない限りありません。

【解説】

さきごろ、国税庁のサイトにマイナンバー制度について新たなFAQが公表され、次のような回答をしています。

まず、申告書等に個人番号・法人番号を記載していない場合、税務署等で受理されないかという問いに対しては、申告書や法定調書等の記載対象となっている人全てが個人番号・法人番号を持っているとは限らず、そのような場合には番号を記載することができませんので、番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありませんと答えています。そしてその上で、申告書や法定調書等の税務関係書類を税務署等に提出する際に、番号を記載しなかった場合や誤りがあった場合の罰則規定は、税法上設けられていませんが、番号の記載は、法律で定められた義務ですので、正確に記載した上で提出をしてくださいとしています。

また、個人番号の漏えいがあった場合、担当者や企業は罰せられるのですかという問いに対しては、事業者が一定の安全管理措置を講じていれば、意図せずに個人番号が漏えいしたとしても、直ちに罰則の適用となることはありませんが、正当な理由なく故意に個人番号を含む情報を漏えいさせた場合には、刑事罰が科されるとしています。

